

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
あげおファミリー・サポート・センター会則

平成15年10月 1日
会 長 決 裁

(名称)

第1条 本会は、あげおファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を上尾市大字平塚724番地社会福祉法人上尾市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に置く。

(目的)

第3条 センターは、地域において子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を会員として組織化し、会員間の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を支援することにより、仕事と家庭の両立を図るとともに、地域の子育て支援機能の強化を図り、親が安心して子育てすることができる環境づくりに資することを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織に関する業務
- (2) 援助活動の調整に関する業務
- (3) 保育所、幼稚園、小学校、学童保育所（以下「保育施設等」という。）及びその他関係機関との連絡調整に関する業務
- (4) 会員に対する研修及び交流会に関する業務
- (5) 情報提供に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

(休業日)

第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(業務時間)

第6条 センターの業務時間は、午前9時から午後5時までとする。

(組織)

第7条 センターは、会員、代表者、アドバイザー及び社協職員をもって組織する。

(代表者)

第8条 センターに代表者1名を置き、社協会長をもってこれに充てる。

2 代表者は、センターを代表し、センター業務を統括する。

(会員)

第9条 会員は、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者であって、次の各号のいずれかの要件を満たし、センターの承認を得たものとする。

- (1) 提供会員は、上尾市に居住し、援助活動に関し理解と熱意を持ち、センターが行う講習修了者で、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の心身ともに健康な者とする。
- (2) 依頼会員は、上尾市に居住又は勤務する者で、小学校6年生までの子どもと同居し、育児援助を希望する者とする。
- (3) 提供会員及び依頼会員は、これを兼ねることができる。
- (4) 提供会員は、援助活動を行う。

(入会等)

第10条 会員として登録しようとする者は、あげおファミリー・サポート・センター申込書兼登録書（第1号様式）を提出し、センターの承認を受けるものとする。

2 提供会員は、登録に際して、センターの実施する研修を受講するものとする。ただし、他の研修等で同等の内容を受講済みの者で、上尾市が適当と認める場合は、この限りではない。

3 センターは、第1項の承認を受けた会員に対し、あげおファミリー・サポート・センター会員証（第2号様式）を発行するものとする。

4 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、あげおファミリー・サポート・センター登録変更届（第3号様式）をセンターに提出するか、もしくは電話等の手段を用いてセンターに申し出る。

(会員の心得)

第11条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 援助活動により知り得た家庭の事情等を他人に漏らしたり、プライバシーを侵害したりしてはならない。退会後においても同様とする。
- (3) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。
- (4) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(休会)

第12条 提供会員は、病気その他やむを得ない事由により援助ができなくなったときは、休会届（第4号様式）をセンターに提出するものとするか、もしくは電話等の手段を用いてセンターに申し出る。

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、退会届（第5号様式）をセンターに提出するか、もしくは電話等の手段を用いてセンターに申し出る。

2 会員は、退会に際して、会員証及びセンターが指示する書類等を返還もしくは破棄するものとする。

(会員登録の抹消)

第14条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
 - (2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。
 - (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
 - (4) その他、会員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (5) 依頼会員の場合、援助対象の児童が小学校を卒業したとき。
 - (6) センターからの連絡に対して一定期間応答せず、かつ所在が不明なとき。
- 2 センターは、前項の規定(1)～(4)に基づき会員の登録を抹消したときは、その理由を明示し、会員登録抹消通知書（第6号様式）により通知するものとする。(5)と(6)については、通知せずに会員登録を抹消する。

(保険)

第15条 センターは、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入し、保険に係る費用については、センターが負担するものとする。

2 会員は、援助活動中に事故が生じたときは、直ちにセンターに報告しなければならない。

(損害の賠償)

第16条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(アドバイザー)

第17条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集及び登録に関すること。
- (3) 会員の統括に関すること。
- (4) 会員の援助活動の調整に関すること。
- (5) 会員に対する講習会の実施及び会員の交流会の開催に関すること。
- (6) サブ・リーダーの選任及び育成に関すること。
- (7) 他市区町村が設置するセンター及び保育施設等との連絡調整に関すること。
- (8) 会員間のトラブルへの助言に関すること。
- (9) センターの経理事務等の業務運営に関すること。

3 アドバイザーは、一定の地域ごとに世話役としてサブ・リーダーを選任することにより、援助活動の調整を行うことができる。

(援助活動の内容)

第18条 会員が行う援助活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設等の保育開始時間まで子どもを預かり保育すること。
 - (2) 保育施設等の保育終了後、子どもを預かり保育すること。
 - (3) 保育施設等までの送迎を行うこと。
 - (4) 学校の放課後、子どもを預かり保育すること。
 - (5) その他、会員の家庭と子育ての両立のために必要な援助。
- 2 保育する場合は、提供会員の家庭において行うものとする。ただし、依頼会員・提供会員の双方が合意した場合は、依頼会員の家庭において行うことができるものとする。
- 3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助時間)

第19条 提供会員による援助時間は、原則午前7時から午後7時までとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(援助活動の実施方法)

第20条 会員は、援助を必要とするときは、アドバイザーに、援助の依頼の申込みを行うものとする。

2 前項の申込みは、援助活動を必要とする月の2月前の月の初日から必要とする日の7日前の日までの間に行うものとする。ただし、配慮が必要な子育て家庭等はこの限りではない。

3 依頼会員から援助活動の依頼を受けたアドバイザーは、援助活動の内容、日時等を確認し、提供会員との調整を行うとともに援助依頼受付簿（第7号様式）にその内容を記録するものとする。

4 アドバイザーが、1人の提供会員に調整できる子どもの人数は、1人とする。ただし、兄弟姉妹で同じ内容の援助活動である場合は3人以内（提供会員と依頼会員を兼ねるときは、自分の子どもを含めて3人以内とする。）とする。

5 アドバイザーは、援助活動開始前に依頼会員と提供会員との事前打合せを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。

6 依頼会員は、申し込んだ援助依頼内容以外の援助を求めてはならない。

7 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書（第8号または9号様式）に内容を記入し、署名をもって依頼会員の確認を受けたものとする。

8 提供会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書（前項に示したもの）を翌月の3日までにセンターに提出するものとする。

(報酬等)

第21条 依頼会員は、提供会員に対し援助活動実施後、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会あげおファミリー・サポート・センター運営規程（平成15年10月1日施行）第15条に基づき速やかに報酬等を支払うものとする。

(連絡調整会議)

第22条 センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。

2 連絡調整会議は、アドバイザー、サブ・リーダー、その他関係職員をもって構成し、地域の活動状況の報告及び情報交換等を行うものとする。

(交流会)

第23条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換等を行うために交流会を開催するものとする。

附 則

本会則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成23年10月25日から施行する。

附 則

本会則は、平成28年1月29日から施行する。

附 則

本会則は、令和7年1月30日から施行する。

附 則

本会則は、令和7年12月16日から施行する。